

豊田新駅周辺地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

磐田市長

届出者 住所
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、
土地の区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更

} について下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 磐田市
2 地区名 (A ・ B ・ C ・ D ・ E)
3 行為の着手予定日 年 月 日
4 行為の完了予定日 年 月 日
5 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積			m ²
建 又 築 或 物 は の 工 建 作 築 物 の 物 建 建 築 築 の 設 設	(イ) 行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)				
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計
	(i) 敷地面積				m ²
	(ii) 建築又は建設面積				m ²
	(iii) 延べ面積				m ²
	(iv) 高さ	(v) 用途			
	地盤面から m	(vi) かき又はさくの構造			
		(vii) 外壁及び屋根の色			
(viii) 看板、広告物の有無	有・	{ 自家広告物 高さ m、面積 m ²		・無	
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積		m ²		
	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途			
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更		変更の内容			

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
3 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一つの届出書によることができる。

●案内図・配置図・求積図・平面図・立面図を各一部添付すること。
(連絡先)